

# 御石火矢大工・豊府惣大工渡邊一族の系譜について

## — 大友宗麟の鑄物師渡邊宗覚の末裔たち —

上 野 淳 也

### 【要 旨】

渡邊宗覚は、大友宗麟に仕えた石火矢鑄物師であり、大友家が徐国された後には徳川家康に仕えた事が分かっている。宗覚の息子たちも家康に仕えたが、江戸と豊後府内の2系統に別れた。古文書に加え、江戸城、そして柞原八幡宮や庄内町・院内町内の寺院等に彼らの作品が伝えられている。これらの資料を用いて、渡邊宗覚の末裔たちの江戸時代初めから幕末に至るまでの系譜を明らかにした。

### 【キーワード】

石火矢師 大友宗麟 惣大工 駄原鑄物師 渡邊宗覚

「二年己未正月、義鎮応義輝之需、令作鉄砲一挺而、寄書大館晴光、義鎮好鉄砲、令渡邊氏者、学其工於南蛮人所習而、作奇世以為珍、渡邊世々以此工為業、按今成、所献之鉄砲、恐渡邊之所作乎」

『大友家文書録』<sup>1</sup>

## はじめに

日本への伝来当初、青銅製大砲は“石火矢”と呼ばれていた。南蛮交易を積極的におこなった大友宗麟（義鎮）は、石火矢大工を召抱えていた。その名を渡邊三郎太郎宗覚という。宗覚は、大友氏徐国後、徳川家康に見出され、後に駿府へ召し出された。宗覚の子孫は、江戸と豊後府内に分かれて、幕末に至るまで“御石火矢大工”・“石火矢張”・“石火矢師”及び“かなや惣大工”・“豊府惣大工”・“冶工豊府総匠”・“鑄物師惣大工”・“梟氏”・“駄原鑄冶師惣大工”を名乗りながら続いたことが、古文書や古記録、そして現存する殿鐘・半鐘などの金石文から把握できる。

本稿では、この渡邊家の系譜を明らかにすることを目的とする。

## 第1章 家譜から

大友氏の家譜的な位置付けとなる『大友家文書録』によると、永禄2（1559）年、將軍足利義輝は、大友宗麟に鉄砲1挺を作らせている。同記録には、宗麟は、鉄砲を好み、家臣の渡邊氏を南蛮人の所へ派遣し鉄砲の作り方を学ばせしめ、渡邊家は代々この技術を以って稼業としたとある。

この渡邊一族については、以下のように『譜牒余録』<sup>2</sup>「貞享書上」に見られる天和四（1684）年に記載された“石火矢師 渡邊主膳”の条に詳しい<sup>3</sup>。

「石火矢師 渡邊主膳

乍思以書付申上候

一、私曾祖父渡邊三郎太郎儀、大友殿家来ニ而罷在候処ニ、石火矢仕并打様迄稽古仕候様ニと被申付、唐江渡、相伝仕、帰朝仕候、石火矢日本ニ而仕候儀、私祖先始ニ而御座候、大友殿崩之時分浪人仕、宗覚与申、罷在候所、早川主馬殿豊後国府内之城ニ被在候内、右之宗覚石火矢

権現様江主馬殿ハ差上被申候得者、御上覧之上、事之外御感ニ而、唐物之様ニ見江候得共、早川主馬殿与書付候、唐ハ申越為仕候哉と 上意ニ付、主馬殿御請被申上候者、此石火矢仕候ものハ、寂前大友之家来ニ而宗覚与申候、石火矢為相伝、唐江相渡、稽古仕候由被申上候者、それハ調法之者ニ而候間、御用茂被為 仰付度由ニ而、宗覚親子被 召出、御陣之時分、度々御急之御用被仰付之、其上大坂冬 御陣之前、駿河江被召寄、専一之時分御用前之御道具共仕上、夏御陣ニ者大坂江御供被 仰付、落城之節御跡ニ残り、焼申候鉄銅以下吹まとい仕候様ニ与、 上意ニて曾根源左衛門殿<sup>4</sup>、五味金右衛門殿<sup>5</sup>御奉行ニ而、御用之御奉公仕候、其外度々御筒など仕上申候、御朱 印者慶長九年五月、豊後国葛城村ニ而、百石之所領地可仕之旨、

権現様ハ被下置候、其上 康之御字代々御免可被下候旨、御直々 上意ニ付、御道具共ニも私迄代々名乗ニ 康之御字書付申候御事ニ御座候、其後同国生石村ニ而三百石之所宗覚御代官可仕旨、本多上野介殿<sup>6</sup>・成瀬隼人正殿<sup>7</sup>・大久保石見守殿<sup>8</sup>・彦坂九兵衛殿<sup>9</sup>御奉書<sup>10</sup>を以て、竹中伊豆守殿迄被害仰遣、役所者府内ニ罷在候、宗覚儀病氣故、右之御代官所指上ケ、世悴三郎右衛門、次男茂右衛門兩人駿河ニ差置、御暇申上、国本江引込罷在候、右之知行所損亡ニ付、廿ケ年以前親主膳奉願、常陸国安塚村ニ而拝領仕候、以上

天和四年子二月 渡邊主膳印

彦坂壺岐守殿

杉浦内藏允殿

内藤出羽守殿

豊後国大分郡葛城村之内、百石之所宛行訖、全可領知也、

慶長七年

御朱印

五月九日

宗覚

右之御本書干今私所持仕候」

要約すると、石火矢師としての渡邊氏は、渡邊主膳の曾祖父にあたる渡邊三郎太郎に始まる<sup>11</sup>。彼は、大友氏の家来で石火矢を仕り、撃ち方まで身に付けるよう命じられた為、外国へ渡り技術を習得し帰国した。日本に石火矢が伝わったのは、これが初めての事であるという。大友氏徐国後は浪人し、石火矢は宗覚（三郎太郎）に与えられた。

この石火矢は、豊後府内へ再入国<sup>12</sup>した早川主馬が徳川家康へ献じた。家康は、非常に興味を示し、舶来物の様に見えるが国外から得たものかとの尋ねたところ、早川氏は、この石火矢を持っていた者は、元大友氏の家来で石火矢の使い方を身に付けるために、国外へ渡り技術を習得した者であると回答した。家康は、それは調法な者であるとのことで御用があるたびに宗覚親子

を召し出し、戦の際など急な御用を仰せ付けられ、冬の陣では駿河に召され道具を仕上げたが、夏の陣の際には、大坂へお供を仰せ付けられ、落城後の大坂城に残り鉄や銅を吹き集めたとある。曾根源左衛門（勘定奉行）と五味金右衛門（京都代官）といった奉行の御用に従い、其外にも度々御筒などを仕上げたとある。慶長7（1602）年もしくは慶長9（1604）年<sup>13</sup>5月に豊後国葛城村<sup>14</sup>に100石の領地を給している。

家康からは、直々に“康”の字を代々受け継ぐことを許され、且つ作品には私（主膳）の代まで代々“康”の御字を書き付ける事とされた。その後、豊後国生石村<sup>15</sup>300石の代官に任じられ、本多・成瀬・大久保・彦坂氏の連署奉書をもって、府内藩主竹中氏改易（1634年）まで仰せ遣わされ、代官役所は府内に置かれた。宗覚が病気になるると代官職は返上された。後継者の三郎右衛門と次男の茂右衛門は駿河に差し置かれ、宗覚は引退し豊後へ戻った。その後、葛城村に得ていた100石の知行が存亡したため<sup>16</sup>、天和4（1684）年の20年以前に渡邊主膳の父の代に替地として常陸国安塚村に所領を得たとある。

慶長7（1602）年に発給された豊後国大分郡葛城村之内、百石之所領を宛てがわれた際の朱印状が写されており、この原本を渡邊主膳が所持している旨を記載している。

正保4（1647）年の「豊後国郷帳」によれば、隠居後、宗覚は病から回復したようで、高田庄葛城村は“御石火矢鑄宗覚・茂右衛門知行”とあるので宗覚と茂右衛門は、共に葛城村を所領としていたものと考えられる<sup>17</sup>。「知行所損亡」に関しては、万治3（1660）年から寛文9（1669）年までの隠れキリシタンの検挙事件である“豊後崩れ<sup>18</sup>”を指すものと考えられる。

以上、「貞享書上」からは、渡邊宗覚から渡邊主膳に至る四代を抽出することができた。整理をすると、第1世代が渡邊三郎太郎宗覚、第2世代が渡邊三郎右衛門・茂右衛門、第3世代以降が後述する“親主膳”と記される渡邊善右衛門<sup>19</sup>、第4世代が渡邊主膳と把握することができる。

次章では、この成果に古文書資料の情報を組み込んでゆく。

## 第2章 古文書資料から

冒頭に引用した『大友家文書録』にあるように、永禄2（1559）年、大友宗麟は、將軍足利義輝の要求に応じ鉄砲一挺を作らせた。以下の永禄3（1560）年のものと考えられている義輝から大友新太郎（宗麟）へ送られた御内書から、この折に石火矢も納められたことが分かる。

「石火矢竝種子嶋筒、以歳阿到来、殊無類候、別而喜入候也、  
三月十六日 御判  
大友新太郎とのへ」<sup>20</sup>

また、1578（天正6）年のイエズス会司祭オルガンティーノの書簡には、「豊後国王が鑄造させた数門の小型の砲を除けば、日本のどこにも他に砲がないことを我等が把握している」<sup>21</sup>という記載が確認され、大友宗麟が豊後国内で青銅製大砲の国産化にいち早く着手していた事実を認識できる。同年、宗麟自身は、11月12日の耳川の戦いに敗れ、島津軍に大砲を奪われている。この折の大砲と考えられる佛朗機砲が鹿児島島の尚古集成館に伝わっており、歴史考古学的研究成果から、日本国内産の金属材料が用いられていることが判明している<sup>22</sup>。すなわち、遅くとも天正6（1578）年の耳川（高城川）の戦い迄には、大友家中において石火矢の国産化が成し遂げられていたことが検証されている。この頃の石火矢に関しては、既に宗覚の手によるものであった可能性が高い<sup>23</sup>。天正11（1583）年4月に大友宗麟（府蘭）が、志賀道輝・田原親家を通して後継

者の大友義統へ心得を示した条々の中には、「一、屋敷普請等、折々、油断なく肝要、特に石火矢・火矢弥々、数を増加すべし」<sup>24</sup>という一文があり、増産体制に入ってゆく過程を見て取れる。

また、豊臣秀吉による九州平定後、義統へ豊臣氏から石火矢鑄造の注文を受けるようになった事実が以下の文書から把握される。この石火矢は、小田原征伐に使用されたようである。家康以前にも、豊臣家が友家の技術力に一目を置いていた事が認識される。

「石火矢如注文贈給候、誠被入御念躰、別而欣悦候、委曲従黒田勘解由方可被申候、恐々謹言、猶々右ノ□書付賜候事、満足存候、

二月十三日 秀次  
羽柴豊後侍従（大友吉統）殿<sup>25</sup>

他にも古文書資料として、大分市歴史資料館に寄託されている府内城跡所在の松栄神社文書群中に、以下の【史料1】・【史料2】・【史料3】の3通を見出すことができた<sup>26</sup>。

管見では、これらの文書群が実際に“渡邊宗覚”の名が記された唯一の一次資料群である。また、その内容は、家譜の内容に通ずるものがある。

#### 【史料1】

以上

態申候、仍石火矢可被仰付候旨御意候間早々可被罷上候、貴所年寄之儀ニ付早々壹人召連被罷上尤二候、恐々謹言

成瀬小吉  
六月廿二日 正成  
米 清 右（米津清右衛門）  
親勝

渡邊宗覚

#### 【史料2】

遠路兩人者早々被為上候、御目見被致仕召、能々間可被心安候、

此之九月初二爰元へ御到着候様ニ可被下申候、以上

然者来八月末爰許へ可被罷上候、石火矢可被仰付旨、御證被成候、委細者兩人可被申候、恐々謹言

成小吉  
七月十九日 正成  
渡邊宗覚殿

#### 【史料3】

遠路御飛札忝候、仍石火矢五挺出来候由被仰越候、即御前へ申上候、将又あかかね無御坐候由承候、邨而此方越申可候、石火矢々（入）こ壺挺ニ付三つ宛被成候由承候、式つ徒々仕度候、其御心得可有、壺挺ニ付二三つ徒々ミ届具候、何事も委細之由可被申候、恐々謹言

成瀬小吉  
五月十八日 正成  
米 清 右（米津清右衛門）  
親勝

【史料1】は、成瀬小吉・米津清右衛門から渡邊宗覚宛の書状である。【史料2】は、成瀬小吉から渡邊宗覚宛の書状である。【史料3】は、成瀬小吉・米津清右衛門からの書状であることは分かるが宛所は経年劣化から判然としない。3通いずれにも“石火矢”の記載が確認できる。史料中に記されている内容から、【史料1】→【史料2】→【史料3】の順に発給されたものであると考えられる。

成瀬小吉正成は、小牧・長久手の戦い、小田原征伐、朝鮮出兵で相次いで軍功を挙げ、家康に重用された人物である。関ヶ原の戦いにおける武功以後、堺奉行・駿府年寄（中老）・尾張藩付家老を歴任した成瀬小吉正成のことである。正成は、慶長12(1607)年4月に隼人正に任じられ、それ以後は文書に“成隼人”と記す。3通の文書には、いずれも“小吉”と署名が確認されるので、1607年以前の発給文書であることがわかる。また、宗覚と家康の縁を繋いだ早川主馬(長政)は、慶長4(1599)年3月に府内へ最入封している。これらの事象を勘案すると、3通の文書は、1599年から1607年までの間に発給されたものと限定することができる。

“米清右”は、正成と共に堺奉行を勤めた米津清右衛門親勝を略したものである。実際に、【史料2】・【史料3】では、“米清右”の横に親勝と記されている<sup>27</sup>。米津氏は、1600年から1613年の間に堺奉行を務めた。米津清右衛門は、1613年2月に収賄の罪で堺奉行を解任、翌年には斬首されている。大久保長安に近かったので、連座したものとみられる。堺は、1614年には幕府直轄となるので、堺奉行は関ヶ原後の1600年から1614年までの間に存在した役職となる。

上記、時代考証から、この二人が連署をすることが可能であるのは、共に堺奉行を務めている時代で、且つ成瀬正成が“隼人正”に就任する以前となる。よって、この文書の発給時期は、1600年から1607年の間に絞ることができる。家康は、慶長5(1601)年3月～8(1603)年3月までは伏見城に、慶長8～12(1607)年3月までは二条城に、それ以後は駿府城で政務を執ったが、駿府城に隠居した慶長12(1607)年頃から国友などに大筒の発注を始めている。松栄神社文書は、大坂城攻囲戦を見据えた重火器の発注文書群中の中でも極めて早期のものとして位置付けられよう。以下、それぞれの資料を順に読み解いていく。

【史料1】は、“御意”、即ち石火矢の鑄造を仰せ付けるので、早々に登って来るようにと記してある。これは宗覚が居住していた豊後府内から京或いは駿府へ登って来るようにとの命を受けたものと考えられる。貴所即ち宗覚は、年寄りであるので一人を伴って登って来るようにと言いつまめている。

【史料2】は、【史料1】を受けてのもので、京或いは駿府へ登って来る両人は、家康に“御目見”し石火矢の鑄造を仰せ付かることが決まっていた。8月末までに到着しておく、安心であると言いつまめているが、行間に9月初めには到着するようにと加筆している。石火矢については仰せ付ける旨、委細は兩人へ申し渡す旨が記してある。7月19日付であるので到着予定約1ヶ月前の文書である。先述の「貞享書上」に「宗覚親子被召出、」とあるので、「世悴三郎右衛門、次男茂右衛門兩人」の何れかが随行したものと考えられる。しかし、「委細者兩人可被申候、」とあるので、文意の取り方によっては、宗覚は老齢の為、「世悴三郎右衛門、次男茂右衛門兩人」が代参した可能性も考えられる。

【史料3】の前半には、石火矢五挺が鑄上がったこと、また、“あかかね”即ち“銅”が不足していることを了解した旨が記されている。後半は石火矢について具体的な記述が続く。石火矢一挺に付き、それぞれ“矢こ”もしくは“入こ”を3つ付属させる旨が記されるが、銅が不足しているからか2つの付属になるものもあるとの事である。“矢子”或いは“入子”が付属する銅製の石火矢であることから、宗覚が鑄造していたのは、所謂“佛朗機砲”であったことが理解される。

これらの文書は、1599年3月に府内に再入封した早川主馬によって宗覚が家康へ差し出された

後に交わされた文書である事は間違いない。文書の発給者である成瀬正成と米津親勝が堺奉行についたのは、関ヶ原の戦い後、1600年10月の事である。最も古いと考えられる【史料1】は、6月とあり、9月の関ヶ原の戦い以前とは考えられないので、最も古く見積もっても1601年の6月以降となる。この場合には、渡邊氏が上った先は、伏見城であった可能性が高い。或いは、宗覚が、家康から葛城村の知行を得たのが慶長7（1602）年もしくは9（1604）年であるので、これ以前の発給文書と考えた方が妥当かもしれない。慶長12（1607）年3月には、家康が駿府城に入っているため、この頃のものである可能性も考えられる。『東照宮実記』には、「殊に大坂冬の役には。駿府へめし石火箭調して奉り。」とあり、『駿府記』には、大坂夏の陣の直前である慶長20（1615）年3月には、「廿二日、石火矢加護之波那、於水車邊令鑄之給云々、」との記載があり、駿府城近郊で石火矢を鑄造していたことが分かる。何れにしても、文書の発給者たちの名乗り及び職歴から、慶長6（1601）年6月～慶長11（1606）年5月までの間に発給されたものであることは間違いない。現状で【史料1】～【史料3】は、慶長6（1601）年6月～慶長7（1602）年5月の間に交わされたものとするのが最も妥当であろう。

続いて残っている文書は、元和7（1621）年の「由原宮南大門造營覚書」<sup>28</sup>で、文書中に以下のような記載を見つけることができる。

<p>(前略)「一めつき金物同えの具共ニ 一かへるまた卅五枚ほり物ハ 一柱廿本下ノ口ゑん座共ニ銅にてい申候、 但此代丁銀三百貳拾目にて出来申候、 一おもてノ雲花ハちき銅にてい申候、 但此代丁銀百貳拾目にて出来申候、」</p>	<p>御城内御侍衆御寄進ニ而候、 同 御侍衆御寄進ニ而候、 かなや惣大工三郎右衛門寄進、 駄原町茂右衛門寄進、 (後略)</p>
--	--

豊後一宮である柞原八幡宮の南大門造営時、門に用いる金物を寄進した者共の中に、“かなや惣大工三郎右衛門”・“駄原町茂右衛門”の名を見出すことができる。記載から彼らが、自ら銅を鑄て寄進していることが理解される。指摘するまでも無く、「貞享書上」に見える宗覚の息子達“世倅三郎右衛門、次男茂右衛門兩人”である。第2世代の世倅三郎右衛門は、“かなや惣大工”とあり、次男茂右衛門は駄原町住人とあるが“ちき銅にてい（鑄）申候、”とあるので茂右衛門も鑄物師であったことは間違いない。駄原は、鑄物師の町である。「貞享書上」には、宗覚が晩年に病気になる折には代官職を返上したとあり、元和7（1621）年のこの「覚書」には、既に宗覚の名前は見えないので、渡邊家当主の座は世倅三郎右衛門に譲っていたものと考えられる。

寛永19（1643）年から慶安3（1650）年の間に成立したと推察される「豊後古城蹟並海陸路程」の中には、「渡辺宗覚知行所葛城村へ出る道也。」との記述が見られる。しかし、正保4（1647）年成立の「豊後国郷帳」によれば、葛城村は“御石火矢鑄宗覚・茂右衛門知行”とあるので宗覚と茂右衛門は共に葛城村を知行していた様であるが、前掲の成瀬・米津連署状に、17世紀初頭の段階で“貴所年寄之儀ニ付”とあることから40年前の段階ですでに老齢であったことがわかる。また、家譜からは、1615年の大坂夏の陣の直後に“焼申候鉄銅以下吹まとい仕候”とあることから、この頃までは少なくとも宗覚が健在であったことが分かる。その後、30年も生きていたら90歳を超えることになるので、場合によっては、世倅三郎右衛門が“宗覚”の名跡を受け継いでいた可能性も考慮しておかなければならない。

元禄（1688～1704）年間で成立と考えられる「小給地方由緒書寄帳」<sup>29</sup>には、以下の様にある。

「御留主居方

大箆筒奉行 武鳥七郎兵衛  
田沢久左衛門 支配  
渡邊主膳

石火矢師 渡邊佐次右エ門

地方五拾石宛にて拝領仕候、御朱印頂戴所持仕候。」

鉄砲などの火器の開発製造・修理・保管整備を業務とする大箆筒奉行（鉄砲箆筒奉行）を務めているのは、先に述べた天和4（1684）年に「貞享書上」を提出した渡邊主膳に比定される。気になるのは、豊後国葛城村に知行していたのは“百石”であったのが、“五拾石”に目減りしている点にある。渡邊主膳は、「貞享書上」提出時には“石火矢師”を名乗っている。しかし、元禄（1688～1704）年間成立の「小給地方由緒書寄帳」では、主膳は“大箆筒奉行”となり、佐次右エ門が“石火矢師”となっている。佐次右エ門は、主膳の息子であろう。いずれにしても、2名は同族と考えられるが、常陸国安塚村へ替地となった際に分家し、百石を二分した可能性も考えられる。

### 第3章 金石文から

鋳物師渡邊一族の作品は、江戸と豊後府内及びその周辺に幾つかの作品が残っている。本章では、渡邊一族が鋳造した製品に刻まれた金石文から、その系譜を明らかにしてゆく。

#### a. 江戸城北の丸

江戸城北の丸に所在する田安門及び清水門は、櫓門と高麗門で成り立つ升形門である。この内、田安門の高麗門左右両扉の青銅製肘壺には、以下の様な刻書が残されている（Fig 1 参照）<sup>30</sup>。

高麗門左右大扉壺金具

「寛永十三年丙子曆 九月吉日 九州豊後住人 御石火矢大工 渡邊石見守康直作」

寛永13（1636）年といえば、すでに宗覚は隠居しており、第2世代の渡邊三郎右衛門へと代替わりしていた時期である。この「九州豊後住人 御石火矢大工 渡邊石見守康直」は、宗覚の世倅渡邊三郎右衛門にして、「由原宮南大門造營覚書」に見られる「かなや惣大工三郎右衛門」と同一人物であると考えられるべきであろう。“九州豊後住人”とあることから、生活拠点も豊後府内であった事が分かる。三郎右衛門は、豊後府内の「かなや惣大工」（1621年）に加え、宗覚の引退に伴い「御石火矢大工」（1636年）の称号も譲り受けていた事が分かる。

その後、江戸城は、明暦3（1657）年の大火で清水門を焼失したため、これを万治元（1658）年に再建した。この清水門の青銅製金具にも、以下の様な刻書が残されている<sup>31</sup>。

高麗門左大扉壺金具「御石火矢大工 渡邊善右衛門尉康種作 万治元年戌八月吉日」（Fig 2. 参照）

高麗門右大扉壺金具「万治元歳戌八月吉日 御石火矢張 渡邊主膳正藤原康則」（Fig 3. 参照）

櫓門左大扉肘金物 「御石火矢大工 渡邊善右衛門尉康種作 万治元年戌八月吉日」

櫓門右大扉肘金物 「御石火矢大工 渡邊善右衛門 万治元戌年八月吉日」

「万治元歳 御石火矢張 渡邊主膳」

清水門の万治元（1658）年の高麗門右扉壺金具刻書で確認できる「御石火矢張 渡邊主膳正藤原康則」に関しては、前述の天和4（1684）年に「貞享書上」を提出し且つ元禄（1688～1704）年間で頃頃の成立と考えられる「小給地方由緒書寄帳」に見られる“渡邊主膳”と同一人物と考えて支障はなさそうである。

櫓門及び高麗門左大扉壺金具で確認できる「御石火矢大工 渡邊善右衛門尉康種」に関しては、主膳が未だ「御石火矢大工」を名乗らず「石火矢張」を名乗っている事からも、「貞享書上」に記載のある“親主膳”すなわち主膳の父親であると考えられる。寛文年間（1661～1672年）頃の豊後国葛城村から常陸国安塚村への替地以前に刻まれたものであると考えた場合、辻褄が合う。

「貞享書上」に、「康之御字代々御免可被下候旨、御直々上意ニ付、御道具共ニも私迄代々名乗ニ康之御字書付申候御事ニ御座候、」とあるように、三郎右衛門は“康直”を、善右衛門は“康種”を、主膳は“康則”の名を書き付けたのである。

#### b. 龍峰山大蔵寺

渡邊一族は、旧豊後国であった大分県内にも多くの作品が現存している。これらを調査することで、江戸中期以後の渡邊家の系統を抽出することができる。その作品群は、2地域に集中して伝わっている。それは、旧府内藩の城下町であった大分市中心部と、古くは杵原八幡宮の社領であり、後に府内藩の領域と成った由布市庄内町である<sup>32</sup>。大分市内の浄土真宗大谷派である大分市寒田の西福寺と末広町の光西寺には、それぞれ「寛文拾（1670）年九月鑄造」銘の鐘と「延宝六（1678）年十二月成造」銘を持つ渡邊氏鑄造の鐘があったという<sup>33</sup>。

大分市末広町の浄土真宗東本願寺派の四極山光西寺には、かつて学僧林石が起草した銘が刻まれた梵鐘が伝えられていたが、太平洋戦争時に供出され現存していない。この寺は、15世紀中頃に円信が中世豊後府内の今小路町或いは下市町に開いたものとされ、慶長7（1602）年に近世府内城下町へと移転した。幸いな事に、この梵鐘の銘文は常念寺に残る「麴齋文集」に収められている<sup>34</sup>。

銘文は、以下の通りであった。

隆国新府	豊州旧郷	宿纏白虎	地冠紫陽	雖一精舎	号惣道場	洪鐘改鑄
法門益昌	広警四衆	傍震八荒	朝繡経篋	聚首講堂	夕携几案	交膝禪床
云礼云楽	和宮和商	郊雉响砌	金睨吼岡	化仏出現	魑魅遁蔵	風吹霜降
霊音難量	花散月落	諸行無常	正念忽起	苦厄頓亡	教待体盡	妙用何央
緇素男女	普蒙吉祥	漁樵耕牧	永除禍殃	信心堅固	寿齡久長	流輝南極
觀光西方						

延宝第六歳舎戊午臘月上旬

洛北野积常念寺主林石疎拙謹誌

当寺第九世現住沙門 积自強

幹事比丘 积昌春

幹事比丘 积友鎮

冶工豊府総匠渡辺三郎衛門尉藤原康利

鏤匠安浪氏左兵衛尉左兵衛尉源姓盛長

銘の中に「洪鐘改鑄」とあり、「延宝六年」、即ち1678年に鑄直されたものであることがわかる。注目すべきは、「冶工豊府総匠渡辺三郎衛門尉藤原康利」という鑄物師の名前である。「冶工豊府



総匠」とあるが、これは「豊府」すなわち豊後府内の鑄物師の「惣大工」と位置付けられる。宗覚の世倅三郎右衛門康直の名跡を継ぐ者であり、本来は“右衛門”であるはずが、書写しの段階で“右”の字が欠落したものと考えられる。

ところで、大分県由布市庄内町龍原所在の臨濟宗妙心寺派の大蔵寺には、太平洋戦争の戦火を免れた殿鐘（半鐘）が伝えられている<sup>35</sup>。この寺は、応安3（1370）年、大友氏菩提寺である万寿寺の住職であった入元僧放牛光林により開かれたとされる。寺は、何度か兵火に見舞われたが、江戸時代に入り、寛永10（1633）年に小野内記が“池ノ久保”に再建し、承応年間（1652～1654）に小野賢蔵が現在地へと移転させた。

この殿鐘の銘文は以下の通りである。

〔第1面〕	〔第2面〕	〔第3面〕	〔第4面〕
豊之後州大分郡龍原	皈捨住持隱溪喏然而	於止於動 設退設前	金獅山 <sup>36</sup> 大智禪寺
村龍宝山大藏禪寺者	許焉竟命冶工不日而	造此誰哉 覺心妙圓	碩門叟記焉
不詳僊人之開創屢經	成即就予未銘不逮一	菩提花發 結果自然	干時明和三丙戌
兵燹唯空地存矣明曆	辭銘曰	山高水長 宝林億年	臘月十八日再興
年中見性隱溪老人拳	七佛法器 今右高懸	貞享元甲子年	現住袒桂代
廢續絶再建一字因為	一觸扣擊 鯨吼大千	九月初五日	施主善男女
中興開基而以山林深	無貴無賤 救若迷泉	現住 見性隱溪	同馱原大工
聚洛遠法器未備茲小	即聲即相 降魔六天	施主小野十右衛門尉	冶工馱原住
野氏某為先亡覺心妙	見者為因 聞者為縁	冶工 豊府 惣大工	渡辺六郎兵衛康英
圓用其潰財擬鑄銅鐘	辰粥午飯 晝誦夜禪	渡辺三郎右衛門康利	

銘文からは、明暦年中（1655～57年）に中興開基と位置付けられる見性隱溪老人が一字を再建し、貞享元（1684）年に、未だ法器が備わっていなかったので覺心妙圓に倣い小野氏が銅鐘を寄進したとあるが、読み進むと、それが小野十右衛門尉であったことが判明する。更に、延宝六（1678）年に大蔵寺の殿鐘を鑄たのは、「冶工 豊府 惣大工渡辺三郎右衛門康利」とあり、前述の光西寺の梵鐘銘文に見られた「冶工豊府総匠渡辺三郎衛門尉藤原康利」と同一人物であることが分かる。“豊府”の“惣大工渡辺三郎右衛門康利”とあることから、これも前述の元和七（1621）年の「由原宮南大門造營覚書」にあった“かなや惣大工三郎右衛門”、則ち宗覚の世倅三郎右衛門康直の名跡を継ぐ者であると考えられる。また、「康利」<sup>37</sup>とあることから、「康之御字代々御免」の一族であることも分かる。

鑄造年を整理すると、三郎右衛門康利の鑄造品は、西福寺に寛文10（1670）年、光西寺に延宝6（1678）年、大蔵寺に貞享元（1684）年の作品が存在していたことが把握されるので、鐘銘のみから判断される“三郎右衛門康利”の活動時期は、短く見積もっても、寛文拾（1670）年～貞享元（1684）年前後の時期となる。

また、先述の由緒書を提出した第4世代の渡邊主膳の活動時期は、万治元（1658）年の清水門の肘壺、天和4（1684）の「貞享書上」、そして、元禄（1688～1704）年間中頃成立の「小給地方由緒書寄帳」と、その活動時期は長く見積もっても1658年～17世紀末頃のこととなる。且つ「貞享書上」から、主膳の父である善右衛門は、天和4（1684）年から20年遡る寛文年間（1661～1673年）頃より府内葛城村から常陸国安塚村に知行を移したことが分かっている。

即ち、ここに“江戸”に作品を残す渡邊善右衛門尉康種・主膳正康則と、“豊後”に作品を残す渡邊三郎右衛門康利の2系統の「康之御字代々御免」の一族が17世紀後半に併存した事実が指

摘される。

2世代目の“御石火矢大工”且つ“豊府惣大工”であった“三郎右衛門康直”は、“豊後住人”と刻書していたので寛永13（1636）年の段階で豊後府内を拠点としていた事が分かる。しかし、江戸の第3世代と考えられる善右衛門尉康種と豊後府内の第3世代もしくは第4世代と考えられる三郎右衛門康利は、この三郎右衛門康直の2つの職を分け合っているように思われる。すなわち、江戸に出た善右衛門尉康種が“御石火矢大工”に、三郎右衛門康利が“三郎右衛門”の名乗りと共に“豊府惣大工”を受け継いだのである。

名乗りのには、“三郎右衛門”を受け継いだ康利が家督継承者にして本家筋であろう。問題は、両系統が“康”の御字を名乗っていることである。通常は、直系家督継承者に偏諱も受け継がれる。しかし、『貞享聞書』に「世忤三郎右衛門、次男茂右衛門兩人駿河ニ差置、」とあったように、家康の下で活躍した宗覚の両息子それぞれに対し“康”の御字が許されていた可能性もある。

“善右衛門”系統は、三郎右衛門系統の分派である可能性もあるが、宗覚の「次男茂右衛門」の家系と考えた方が辻褄は合うかもしれない。

更に大蔵寺の殿鐘の銘文を読み進んでゆくと、「干時明和三丙戌 臘月十八日再興」・「治工駄原住 渡辺六郎兵衛康英」の銘が確認でき、結果、この殿鐘は、明和3（1766）年に渡辺六郎兵衛康英によって鋳直されたものであることが判明する。この人物も「康英」と「康之御字」を名乗っているが、「三郎右衛門」は名乗っておらず、且つ「豊府総大工」も名乗ってはいない。そのような意味では、遅くとも18世紀中頃の段階には「康之御字」が、分家筋にも使用されていた点が指摘される。

### c. 椎谷山大龍寺

“六郎兵衛康英”に関しては、宇佐市院内町の西椎谷に殿鐘が伝えられている<sup>38</sup>。椎谷山大龍寺は、大正時代末年に火事で途絶えてしまったが、殿鐘に関しては、太平洋戦争時の供出後、北九州まで運ばれたが難を逃れ、福岡県芦屋町安楽寺に伝えられたものが西椎谷に戻されている。

この殿鐘の銘文は以下の通りである。

〔第1面〕	〔第2面〕	〔第3面〕
皇基鞏固 朝野無為	豊前劬宇佐郡西椎谷邑	安永三甲午年正月大吉日
佛運紹隆 魔擾不起	椎谷山大龍禪寺大鐘	寺主 祖傳誌焉
五穀豊登 萬民和樂	伏願	梟氏豊後府内駄原住
普道世間 同登覺路		渡辺六郎兵衛 康英

銘文から、安永3（1774）年の鋳造であることが分かり、康英の活動時期を把握できる。

### d. 柞原八幡宮

また、“六郎兵衛”に関しては、柞原八幡宮の南大門の青銅製の柱に履かせる沓巻（台鉢とも）の刻書でも確認できる。第2世代の渡辺三郎右衛門・茂右衛門が造営に関わった柞原八幡宮の南大門は、慶応2（1866）年に再建された。この時に再建された門は、元和7（1621）年の南大門造営時と同じく20本の柱で成り立っており、現在、国指定重要文化財に指定されている。柱の下部を包む青銅製沓巻には、寄進主と共に建立に携わった鋳工・磨工の名前も刻まれている。

最も内側となる主柱の沓巻2個体には、以下のように鋳工の名前が刻まれている。

〔鑄工 駄原住人〕

渡邊 仁兵衛  
植木 寿助  
渡邊 六郎兵衛  
植木 半右衛門  
植木 利右衛門

〔鑄工駄原住人〕

植木 幾多郎  
植木 卯兵衛  
石火矢三郎右衛門  
安部 七郎兵衛  
植木 重次右衛門  
植木 政次郎

六郎兵衛・仁兵衛の2名の渡邊氏に加え、石火矢三郎右衛門という名が確認できる。“渡邊”姓ではなく“石火矢”姓を名乗っているが、後述する諸記録によると、豊府惣大工渡邊氏の別称であった事が分かる。幕末に至るまで、“三郎右衛門”の名跡が伝えられていたのである。

先に述べたように、渡邊六郎兵衛康英は、明和3（1766）年に大蔵寺の殿鐘を再鑄したが、その名は100年後となる慶応2（1866）年の柞原八幡宮の杵巻にも確認される。この事実は、渡邊氏分家筋の六郎兵衛の名跡も、代々受け継がれるものであったことを示している。

e. 鎮国山法林寺

渡邊仁兵衛に関しては、由布市庄内町柿原に所在する浄土真宗大谷派の鎮国山法林寺に伝わる半鐘にも、その名が見られる。法林寺の半鐘の銘文は、以下の通りである。

〔第1面〕 豊后國大分郡 瀧之河内穴見庄 下田向村安國山 法林寺常什物 現住恵暎代 干時安政七年庚申年 三月吉祥日	〔第2面〕 一沔師太良右衛門 吾話人 小野清右衛門 久保村 小野 ヤス 野田村 佐藤茂次右衛門 寄進 一沔師太良右衛門	〔第3面〕 鑄物師 渡邊仁兵衛
---	--	--------------------

安政7（1860）年とあるので、前述した柞原八幡宮南大門の杵巻とは6年違いであることから、同一人物であると推定される。

f. 一宿庵

同じく庄内町龍原袋の一宿庵には、天保3（1832）年鑄造の“金屋仁兵衛”と記された殿鐘が伝わる。“金屋”は、渡邊氏を始め“植木氏”や“安部氏”といった駄原鑄物師達が名乗る“屋号”であった。一宿庵の半鐘の銘文は、以下の通りである。

〔第1面〕 豊後州大分郡 龍原村 大藏禪寺末 宿菴 天保三壬辰歲 霜月吉祥日	〔第2面〕 菴地 作右工門 施主 行右工門 世話人 利兵衛	〔第3面〕 冶工 府内駄原村 金屋仁兵衛
---	--	----------------------------

この“金屋仁兵衛”は、柞原八幡宮南大門の沓巻や庄内町法林寺の半鐘に見られる渡邊仁兵衛であろう。これらの資料から、仁兵衛の活動時期は、天保3（1832）年～慶応2（1866）年前後と位置付けられる。しかし、大給松平時代の府内藩政についての記録である『府内藩記録』中に、宝暦5（1755）年に駄原鑄物師5人が日向国佐土原の光照寺の本尊仏を鑄造するために出職を願い出た記録があり、この5人の中に“仁兵衛”と“六郎兵衛”の名が見える。この事実は、渡邊家分家筋の仁兵衛の名跡も、代々受け継がれるものであった事を示している<sup>39</sup>。

## 第4章 近世の諸記録から

寛保3（1743）年の大火を経て、府内城下町西ノ口の西南方向の空き地に鐘撞堂を設ける事になった<sup>40</sup>。それに伴い、駄原村の鑄物師渡邊三郎左衛門と植木平左衛門兩人には、時鐘の鑄立てが命じられた。時鐘が鑄上がったのは、宝暦3（1753）年2月14日のことであった<sup>41</sup>。

銘文は、以下の通りであったという<sup>42</sup>。

宝暦三癸酉歲二月吉日

駄原鑄冶師

惣大工 渡邊三郎左衛門源康敬  
冶工 植木平左衛門藤原政彌

渡邊三郎左衛門源康敬は、惣大工であり、“康之御字”を名乗っている。『生石子氏舊記』の宝暦3年の条には、「一時鐘。石火矢孫四郎、金屋平左衛門兩人ニ被仰付候。二月十四日孫四郎方にて吹。渡邊重兵衛殿、河野森右衛門殿御出。」とあり、渡邊三郎左衛門<sup>43</sup>が別名「石火矢孫四郎」を、植木平左衛門が別名「金屋平左衛門」を名乗っていた事が分かる。これら複数の記録を照合すると、やはり柞原八幡宮南大門の沓巻に記された「石火矢三郎右衛門」が、惣大工の家系の渡邊氏であったことが分かる。

この時鐘については、享和2（1802）年9月に損傷が入ったため、10月10日に鑄直された。銘文は、以下の通りであった<sup>44</sup>。

京和二季壬戌十月吉日

府城西駄原邑之住

鑄物師惣大工石火矢所

渡邊三郎左衛門 源康住

冶工石火矢後見

渡邊 六郎兵衛 源寧

同 後 見

植 木 定 助 藤原政易

渡邊三郎左衛門源康住は、惣大工であり、“康之御字”を名乗っている。銘文の入れ方から、本家が三郎左衛門系統、分家が六郎兵衛系統であることが分かる。この鐘は、わずか4年後の文化3（1806）年7月、再び改鑄する必要が生じたので、駄原村の石火矢三郎左衛門・六郎兵衛・七郎兵衛・仁兵衛に改鑄を命じたという。柞原八幡の沓巻から七郎兵衛が“安部一族”であることが把握できるが、その他は、いずれも渡邊一族である。この際、トタン三貫目を熊本から取り

寄せ<sup>45</sup>、同月12日に、重さ百四貫百五拾目、胴大きさ七尺三寸七分、径二尺三寸で鋳上がっている。

『府内藩記録』によると、享和元（1801）年にも駄原鋳物師3人が豊後國中津の妙蓮寺の梵鐘鋳造のために出職の許可を願い出ているが、この中にも“六郎兵衛”の名を見出せる。

嘉永3（1850）年、府内藩は、駄原村の渡邊重兵衛に命じて大筒を鋳直させた。『府内藩日記』の安政元（1855）年5月13日の項には、「一神明浦ニおみて大砲鑄立有之候ニ付、殿様早晝より、右為御覽御出。依之場所拵候様御沙汰ニ付、小奉行中半遣之、尤敷物、幕、天幕とも遣之。」と記してあり、神明浦（芦崎浦）で大砲が鋳造されたことが分かる。

更に元治元（1864）年5月13日の項によると、「一此度大砲御鑄立御模様奉承知候ニ付、祇園社舊在の大鐘、此節の御用ニ差出申度奉願上候。此段宜被仰上可被下候。九月 祇園宮司 日野税所」とあり、青銅製の鐘が幕末においても大砲鋳造のために供出されていたことを知ることができる。

## 第5章 まとめ～御石火矢大工・豊府惣大工渡邊氏の家系図の構築～

これまで、中近世文書、金石文、古記録等から駄原鋳物師渡邊一族の名を拾い上げてきた。第1図は、様々な資料から、渡邊氏の名前及び名乗りを年代順に相対的に並べ、編年的に整理したものである。

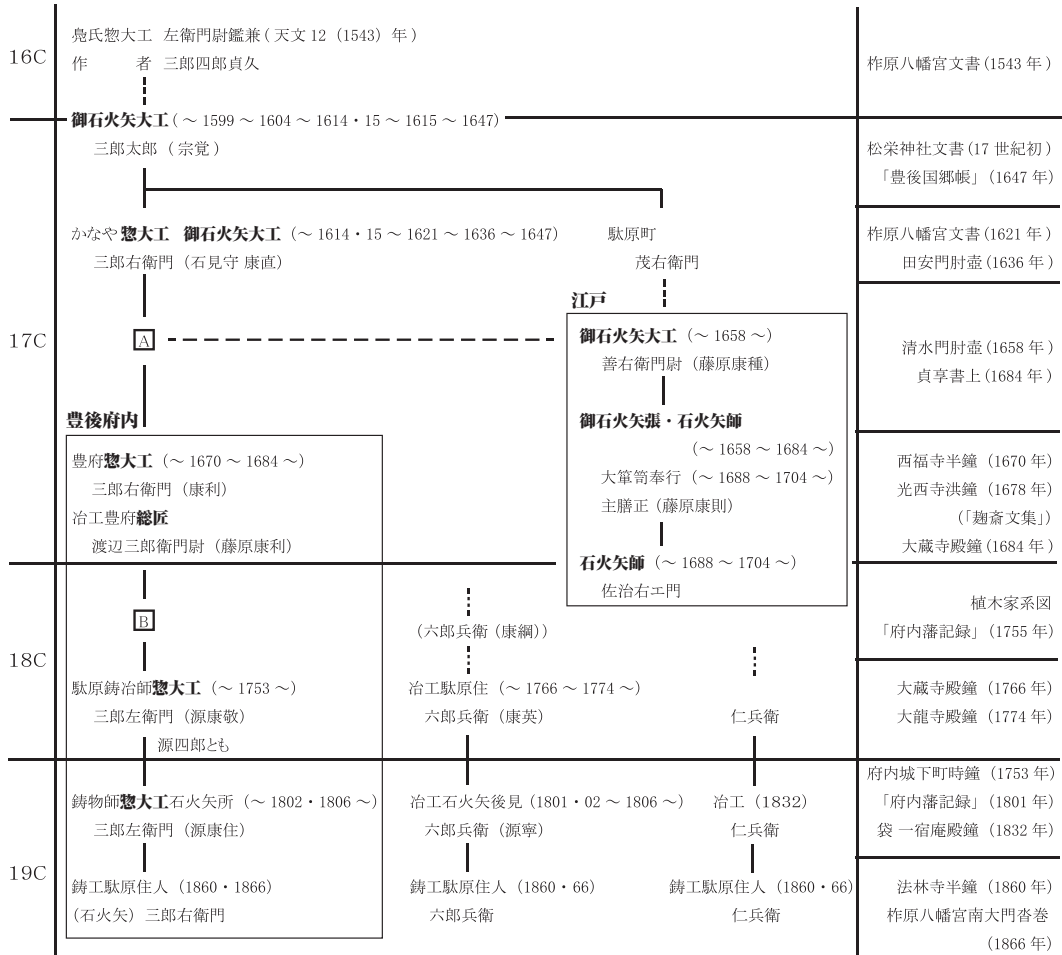
勿論、渡邊家の系図を完全に復元できたわけではないが、概ね、半世紀ごとの系譜を復元することができたと考えている。

図中、**A**に関しては、17世紀半ばにおける“知行所損亡”期における豊後府内の“豊府惣大工”系と江戸の“御石火矢大工”系の分岐点に当たる。康利の前にもう一代入っても良い気もするが、“善右衛門康種”に関しては、“三郎右衛門康直”か“茂右衛門”の子でなければ「貞享書上」の内容と辻褄が合わない。

**B**に関しては、18世紀前半に関する資料の欠落部分となる。図中、18世紀後半には、“惣大工家”と共に分家筋となる“六郎兵衛”系と“仁兵衛”系が併存していた事が分かる。これまで見て来た諸資料以外に、他家の記録中にも渡邊家に関する情報を有するものがある。渡邊家と同じく駄原の鋳物師であった大江系植木家には、その系図が伝えられている<sup>46</sup>。その系図中、23代の政隼（利右エ門尉）に関しては、“実者渡辺六郎兵衛康綱二男也（22代の）政名ノ成子妻者政名ノ女也”と記してある。この“康綱”の实在については、現状で確証を持ち得ないが、先に触れた『府内藩記録』の宝暦5（1755）年における日向国佐土原への出職願いの記録に見られる“宝暦の六郎兵衛”については、“康綱”である可能性を十分に有する。すなわち、この“宝暦の六郎兵衛”は、18世紀後半に作品群を残している“六郎兵衛康英”の父親である可能性が高い。また、17世紀まで“藤原”姓を名乗っていた渡邊家が、18世紀後半以降、一斉に“源姓”を名乗り始める事も指摘される。

19世紀に入ると、寛政期の海防問題の影響であると考えられるが、渡邊氏によって“惣大工石火矢所”が開かれることには宗覚以来の渡邊家家業との因果を感じる。

しかし、幕末になると石火矢の鋳造に関しては、惣大工を通さずに、重兵衛、道五郎、平吉といった個人で受注していたようであり、時代性を反映するものと捉えられる。特に渡邊重兵衛は、後に府内藩に扶持を与えられている。



第1図 駄原鑄物師渡辺氏系図

## おわりに—今後の課題—

最後に、駄原鑄物師渡邊氏の系譜を明らかにする作業を通して、気になった点を記しておきたい。

まずは、「貞享書上」にあるように、渡邊宗覚は、戦国大名大友宗麟に見出された人物であるが、そのルーツに関しては依然として不明のままである。

大友氏と直接的に鑄物師との関わりを示す資料に関しては、大友宗麟の父である大友義鑑が天文12(1543)年に柞原八幡宮の花鯨(洪鐘)を鑄造させたことについて、以下のように、この鐘の銘文が残されている<sup>47</sup>。

「銘曰日本國西海路豊後州大分郡賀来庄本邦一之宮由原八幡大菩薩之保社開基以来雖有鐘累歲瘖而不鳴者年久矣爰賢太守修理太夫源義鑑朝臣課于梟氏新鑄洪鐘一口永以充社頭之法器云仍命于前南禪老景雪叟

為 銘 々 曰  
華鯨鐘作 高懸神前  
殷々厥響 覺長夜眠  
以此信力 國家安全  
至祝至鑄 億萬々年

于時 天文十二年癸卯十月廿三日

奉行 竹田津佐渡守大藏長重  
ふうし  
覺氏惣大工 左衛門尉鑑兼  
作 者 三郎四郎貞久」

ふうし  
覺氏とは、古代中国において音楽を司る一族とも、鐘を鑄造する職能集団ともいわれるもので、鑄物師を指す言葉で、宇佐市院内町大龍寺殿鐘の銘文にも見られるものである。

惣大工左衛門尉鑑兼の“惣大工”職は、“杵原八幡宮の惣大工”であるのか“大友領国の惣大工”であるのかは判然としないが、おそらくは前者であり、大友宗麟の父親である大友義鑑は杵原八幡宮系の職能集団を掌握していたものと考えられる。惣大工の“鑑兼”は、明らかに義鑑から偏諱を受けているので、戦国大名に任官した鑄物師と位置付けられよう。勿論、“鑑兼”及び“三郎四郎貞久”は、三郎太郎宗覚の近親者である可能性もある<sup>48</sup>。

大友氏は、南北朝時代に、豊後国の守護そして守護大名として国衙機能を掌握してゆく過程において、宇佐八幡宮の別宮である杵原八幡宮の庇護者としての地位も国司から引き継いだ<sup>49</sup>。この時点では、杵原八幡宮の鑄物師をはじめとする職能集団は、依然として神人・寄人的性格を残していた可能性が高い。しかし、戦国時代は、供御人・神人・寄人的性格を残していた職人集団を、大名権力が宗教権力をはじめとした既得権益から収奪してゆく時代でもある。特に鍛冶や鑄物師などの金属加工を生業とした職能集団は、鉄砲そして大砲が伝来した後は、最新兵器を作る職人として、大名権力が掌握しなければならないものとなった。

天文24（1555）年の厳島の戦いで大内氏の九州支配が崩壊すると、宗麟は、永禄2（1559）年には豊前国守護職を手に入れ、それに伴ない宇佐八幡宮とその抱える職能集団の庇護者としての地位も得ている<sup>50</sup>。

次に、渡邊家を取り巻く鑄物師家についてである。駄原鑄物師の中では、渡邊家本家が「康」の通字及び通り名「三郎右衛門」を、植木家本家が「政」の通字及び通り名「利（理）右衛門」といった具合に、安部家本家は「貞」の通字及びおそらく通り名は「利兵衛」を名乗っていたものと考えられる。

例えば、宮崎県西臼杵郡日之影町の鹿川観音堂の寛永7（1630）年の鰐口には、以下のような銘文がある。

奉寄進鰐口諸願成就皆令満足祈所 大福鋌山住人高見三郎五郎安利  
寛永七年九月吉日  
願主 日向国高知尾大福大工 豊後国駄原住人安部次郎佐衛門貞次

大分市勢家の法専寺に貞享3（1686）年に建立された釈迦如来像には、鑄物師・大工・小工の名が刻まれているが、この内、大工の安部庄五郎貞成と安部太郎次貞吉は共に「貞」の通字が確認できる。

また、宮崎県西都市の日向国分寺に伝わった、享保6（1722）年の鰐口の銘文にも、以下のよ

うにある。

日列兒湯郡五智山國分寺 為先祖諸精靈佛杲菩提宮崎郡小松町 施主中原新三郎  
御寶前享保六年辛丑十月吉祥日 豊後國府中駄原町 冶工安部利兵衛藤原貞次

上記の例から、三郎四郎貞久に関しては、安部家の家系に入るものと推察される<sup>51</sup>。

戦国時代に遡る駄原鋳物師の作品としては、現状で2例確認されている。一つが、熊本県阿蘇郡南小国町赤馬場に伝わる享禄3（1531）年鋳造の「豊後国笠和郷 駄原村 大工藤原氏樹新右衛門尉景次」<sup>52</sup>銘を持つ鐘、もう一つが宮崎県東諸県郡国富町深年の法華嶽寺に伝わっていたという永禄8（1565）年に鋳造された「大工豊後国駄原之住 木藤左衛門理次」銘を持つ鐘である。“樹”も“木”も“植木”を指すものであると推察される。近世、肥前鋳物師には、樹氏を名乗るものが多く、豊後高田の高田鋳物師も植木姓を名乗る。

今後、惣大工渡邊家を取り巻く、これら鋳物師の家系も明らかにしてゆく必要がある<sup>53</sup>。

## 謝辞

本稿をまとめるにあたって、様々な方々に、ご教示及び資料の見学にあたって便宜を図っていただいた。記して深く感謝する次第である。

飯沼賢司（別府大学）、植木和美・塩地潤一（以上、大分市歴史資料館）、大野延年（一宿庵）、龍峰山大蔵寺、鎮国山法林寺、吉岡拓哉（西都市教育委員会）、木崎晴崇（株イビソク）、柳井駿佑（別府大学学生）

また、大蔵寺の殿鐘に、「昭和十八年春太平洋戦争ニ応召其後佐賀関精錬所ノ警鐘用、同二十一年現別府女子大学ノ時報用、同二十八年十二月二十七日現堂宇ニ復販」（Fig 4 参照）と刻まれていたことには、大変驚いた。別府大学の卒業生にして、且つ奉職する者としては、運命を感じた瞬間であった。

## Abstract

Sokaku Watanabe was a ishibiya (cannon) founder master who served Sorin Otomo. After the Otomo clan left Bungo, he became a subordinate of Ieyasu Tokugawa. The sons of Sokaku also became Tokugawa, but they were divided into two families, Edo and Bungo Funai. Along with early modern documents, their works remain in Edo Castle, Yusuhara Hachimangu Shrine, and temples in Shonai Town. Has been done. Using these documents and artifacts, the genealogy of the Watanabe family from the beginning to the end of the Edo period was revealed.

## Keywords

Master of Cannon Founder, SORIN Otomo, Master of Founder in Houfu, Master of a Founder in Danoharu, SOKAKU Watanabe



- 1 田北学編『増補訂正編年大友史料』二〇巻 386号文書
- 2 福井保 1976『譜牒余録』内閣文庫
- 3 『譜牒余録』の巻末に掲載されており且つ平民扱いとされている。同書上を参照の「東照宮御実記」にも、「佛郎機工渡邊三郎太郎に豊後國葛城村にて采邑百石たまはり。御名の一字を御みづから給ふ。この後御用器械にもみな康の字を銘とするといふ。」と記載がある。
- 4 曾根源左衛門殿吉次。曾根氏は、武田氏滅亡後に徳川家康に仕官した。大坂の陣では秀忠麾下であった。上総国市場に陣屋を構え、1630年段階では勘定奉行頭を勤めていた。
- 5 五味金石衛門豊直。五味氏は、武田氏滅亡後に徳川家康に仕官した。京都郡代を務め、武蔵國高麗郡（現入間市）に陣屋を構えた。
- 6 本田上野介正純。1600年から年寄、1605年より駿河年寄、1616年からは江戸老中を勤めた。
- 7 成瀬隼人正正成。1600年から堺奉行・駿河年寄、1607年には隼人正に叙任され、1610・1612年頃から尾張藩付家老を勤めた。
- 8 大久保石見守長安。1600年より関東代官頭を、後に松平忠輝付家老を経て、勘定奉行、江戸老中を勤めた。
- 9 彦坂九兵衛光正。1609年より駿府町奉行を、1619年より紀州藩付家老を勤めた。
- 10 白根孝胤 1999「徳川一門付家老の成立過程と駿府政権」『徳川林政史研究所研究紀要33』
- 11 大友家臣団に見られる“渡邊氏”に関しては、宇佐四日市の渡邊氏と、日出の渡邊氏が挙げられる。『大分県史料』を参照すると、“四日市渡邊氏”に関しては、“渡邊三郎右衛門”や“渡邊石見守”など、16世紀後半に、“駄原鑄物師渡邊氏”と同名且つ僭称とはいへ同官職を名乗っている点が指摘される。これは、同じ大友家家臣団の中にあって不便且つ不自然である気がする。  
近世の豊後府内で活躍した駄原鑄物師としては、渡邊氏・植木氏・安部氏が挙げられるが、植木氏に関しては伝来の家系図から宇佐神宮の到津氏に仕えていたことが分かる。一方、四日市渡邊氏は、肥前から宇佐へ流れてきた一族とされる。筆者は、駄原渡邊氏について杵原八幡系の鑄物師からの系譜を想定しているが、宇佐八幡宮系の鑄物師の系譜であることも十分に考えられる。
- 12 早川主馬は、1594年より豊後府内の領主となったが、1597年に一時改易となった後、秀吉没後の1599年3月に再び府内領主として返り咲いた。宗覚の石火矢が家康に差し出されたのは、1599年の再入国時であった。
- 13 「貞享書上」の本文では慶長九（1604）年、朱印状写の部分では慶長七（1602）年と記されている。どちらかが誤記であると考えられるが、現代においては判然としない。
- 14 旧大分郡高田庄葛城で、現大分市葛木。
- 15 現大分市駄原生石。大正時代までは、現王子町から生石町の金屋（叶（かのう））橋まで「金屋（かなや）」と呼ばれる鑄物屋が残っていたそうである。
- 16 万治3（1660）年から寛文9（1669）年までの隠れキリシタンの検挙事件である「豊後崩れ」を指すものと考えられる。
- 17 寛永元（1624）年、葛城村附近のキリシタンが火炙りで処刑されたとの報告がある。また、葛城村のキリシタンが、寛永13年（1636）には5名、同14（1637）年には14名が死刑となっている。
- 18 万治2（1659）年から貞享3（1686）年までとも。
- 19 『譜牒余録』『貞享書上』中に見られる“親主膳”が該当する。
- 20 田北学編 1966『増補訂正編年大友史料』二十一巻 10号文書
- 21 村上直次郎訳・渡辺世祐編 1968『耶蘇会日本通信』下雄松堂出版
- 22 上野淳也 2013「尚古集成館佛朗機砲及び蛇砲の文化座科学的検討と歴史考古学的検討」『平尾良光先生古稀記念論集 文化財学へのいざない』平尾良光先生古稀記念論集刊行会
- 23 問題は、国産化が永禄年間（1558～1570）以前まで遡るか否かという点にある。
- 24 大分県教育委員会 1980・1981「大友家文書録」2085・2541『大分県史料』（33）・（34）第二部補遺（5）・（6）
- 25 大分県教育委員会 1980「大友家文書録」2197『大分県史料』（33）第二部補遺（5）
- 26 文書の実見は、大分市歴史資料館の館長植木和美館長・塩地潤一学芸員のご協力により実現した。
- 27 親勝・頼勝・春茂などと名乗っていた。
- 28 大分県史料刊行会『大分県史料』第二部（9）大分諸家文書217号文書
- 29 『姓氏家系大辞典』、東京都公文書館所蔵 「小給地方由緒書寄帳」
- 30 文化財保護委員会 1967『重要文化財旧江戸城田安門、同清水門修理工事報告書』文化財保護委員会

- 31 鈴木理生 1976『江戸と城下町 天正から明暦まで』新人物往来者  
文化財保護委員会 1967『重要文化財旧江戸城田安門、同清水門修理工事報告書』文化財保護委員会の判読と異なるが、本稿のものがより多くの文字を判読できている。
- 32 旧大分郡の阿南郷。
- 33 久多羅木儀一郎 1957『鶴崎市史人物篇』鶴崎市役所
- 34 長田弘通ほか 2006『光西寺史』真宗大谷派四極山光西寺
- 35 庄内町誌編集委員会編 1990『庄内町誌』庄内町
- 36 元禄11（1698）年戸倉貞則が著した『豊府聞書』巻之七によると、大智寺は至徳3（1386）年に大慧（智）寺として開かれるが、承応3（1654）年に隠元禪師により山号を金峴山から金獅山と改めたことが分かる。
- 37 昭和32（1957）年11月刊行の『鶴崎市史人物篇』には、府内町駄原住渡辺三郎右衛門康利について、寛文十年九月鑄造の寒田西福寺の鐘、および延宝六年十二月成造の府内光西寺の鐘にその名が確認できたことを指摘している。久多羅木儀一郎 1957「渡辺宗覚」『鶴崎市史人物篇』鶴崎市役所
- 38 院内町誌刊行会1983『院内町誌』院内町教育委員会
- 39 渡辺克己 1964「タタラ踏みの女」『大分今昔』大分合同新聞社に触れられている。
- 40 鐘楼および西ノ口番所の図が松栄神社に伝わる。大分市史編纂審議会 1955『大分市史』上巻 大分市役所
- 41 大分市史編さん委員会 1987『大分市史』上巻 大分市  
同文献には、時鐘が3月に完成し、2月25日の明六ツから撞き始めたことあり、辻褄が合わない。
- 42 大分市史編纂審議会 1955『大分市史』上巻 大分市役所、「府内藩日記」か。
- 43 慶応2（1866）年に再建された柞原八幡宮南大門の青銅製杵卷には、石火矢三郎右衛門の銘が確認されるので、やはり“渡邊三郎左衛門”は“渡邊三郎右衛門”の誤記或いは誤写かもしれない。
- 44 大分市史編纂審議会 1955『大分市史』上巻 大分市役所、「府内藩日記」か。
- 45 この“トタン”に関しては、“真鍮”もしくは“亜鉛”を指している可能性がある。3貫目は鑄上がり総重量に対して、3%程の割合である。
- 46 中野幡能 1980「豊後国駄ノ原の金屋」『大分市の文化財』Ⅲ大分市教育委員会
- |               |  |
|---------------|--|
| 6代 安政         | 尊氏公九州合戦ノ時折々依功肥後国植樹ノ荘（郷？）玉、自夫号植木氏   |
| 13代 政堯（兄）     | 豊後二居ス  |
| 暉尹（弟）         | 宇佐至津家ニ士官ス采女ト改  |
| 16代 公政（利右衛門尉） | 天正六（1578）年日州児湯湯高城義兵ノ時薩州江軍使是義鎮御代也、同十四（1586）年合戦時東門ヲ守護其後大友家御供ニテ妙見嶽城ニ桶籠忠節抽也、同十六（1588）年病死六十五歳 |
| 17代 高政（利右衛門尉） | 義統之御供ニテ朝鮮国渡海ノ職大明ノ李如松力呂ト合槍平壤（壤）城ニテ打死ニ二十五歳   |
| 21代 兼政（利右エ門尉） | 妻渡辺氏女  |
| 23代 政隼（利右エ門尉） | 実者渡辺六郎兵衛康綱二男也、政名ノ成子妻者政名ノ女也   |
- この家系図によると、元来、肥後国の出自で、豊後に住み始めたのは13代の政堯からであるという。その弟の暉尹は、“宇佐至津家ニ士官ス采女ト改”とある。16代植木公政になると天正6（1578）年の宗麟の日向侵攻に従軍し天正14（1586）年の島津侵攻の折には妙見岳城で籠城している。没年は天正16（1588）年とある。17代の植木高政（利右衛門尉）は“義統之御供ニテ朝鮮国渡海ノ職大明ノ李如松力呂ト合槍平壤（壤）城ニテ打死ニ二十五歳”（1593年）とある。いつから鑄物師として活動し始めたのかは分からないが、朝鮮出兵では、多くの石火矢が用いられており、従軍する鑄物師の存在が指摘される。16・17代は16世紀後半に活躍した世代ということが分かる。直接的に渡邊家と植木家の関係が出てくるのは、21代の植木兼政からで、“妻渡辺氏女”と記してある。
- 47 田北学 1965「由原八幡鐘銘 大友義鑑寄進」135号文書『増補訂正大友編年史料』十八、河野清實「豊後一ノ宮」“15天文十二年十月鐘銘”『史跡名勝天然記念物調査報告書』第八輯、元禄11（1698）年に戸倉貞則によって著された『豊府聞書』巻之二に、ほぼ同文であるが若干判読が異なるものが書写されている。
- 48 大友被官の鍛冶師集団である高田鍛冶も鑑行・鎮秀・鎮信・鎮方（・鎮教・鎮種・鎮成）・統行と、義鑑・義鎮・義統から偏諱を受けている。隆豊は、親隆（～1470年）からの偏諱である可能性がある。
- 49 長田弘通 1996「中世後期における守護大友氏と由原宮」『Funai 府内及び大友氏関連遺跡総合調査研究年報』V 大分市歴史資料館

- 50 天正4（1576）年には、宇佐宮に火を放ったといわれている。
- 51 宇佐八幡宮の大々工職・惣大工職を務めた小山田家や豊後高田の鑄物師も「貞」を通字としている。
- 52 寛永11年に佐賀関にて掘り出され小国に戻されたという。
- 53 戦国末期～近世初頭以降、全国の鑄物師支配へ乗り出した真継家の当主たち康綱・康利・康寧と、豊府惣大工渡邊家の康利、分家筋の渡邊康綱・渡邊寧（康の字の使用を控えたか。）との間で、名前に奇妙な一致が見られる。これまでの研究では、豊後に真継家支配が及ぶ事は無かったとされてきたが、分家する画期や分家筋には影響があった可能性があることを、ここに指摘しておく。



Fig1. 田安門 波邊石見守康直 作



Fig2. 清水門 波邊善右衛門尉 康種 作



Fig3. 清水門 波邊主膳正藤原康則 作

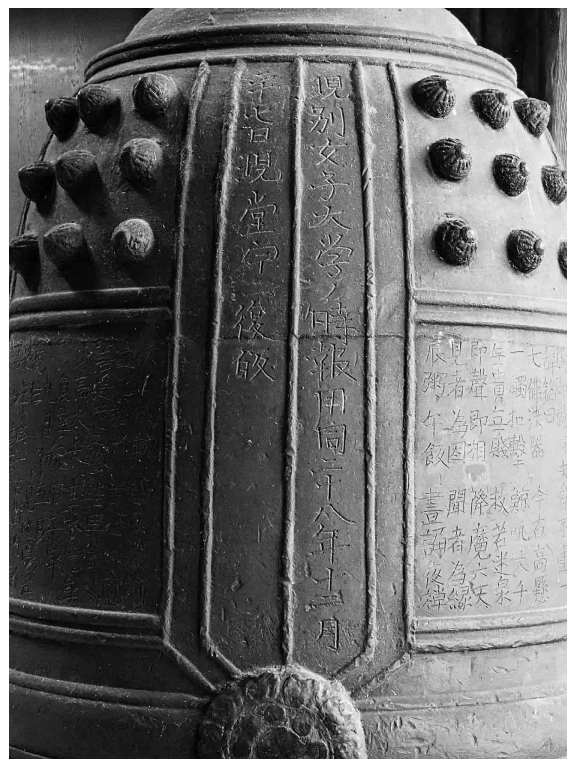


Fig4. 大蔵寺 現別府女子大学時報用 銘